

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月8日
【届出者の氏名又は名称】	モノリスホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社
【電話番号】	(03) 6212-7237
【事務連絡者氏名】	平川 俊輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	モノリスホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、モノリスホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、1stホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

1stホールディングス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成17年2月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年2月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回B種新株予約権（以下「第1回B種新株予約権」といいます。）

平成18年7月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回D種新株予約権（以下「第1回D種新株予約権」といいます。）

平成18年7月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回E種新株予約権（以下「第1回E種新株予約権」といいます。）

平成21年9月15日開催の対象者臨時株主総会及び平成22年4月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成23年5月27日開催の対象者定時株主総会及び平成23年6月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成24年5月30日開催の対象者定時株主総会及び平成24年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。第1回B種新株予約権、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権と併せて、「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者の普通株式及び本新株予約権の取得及び保有等を目的として平成24年11月15日付で設立された買収目的会社であり、本書提出日現在において対象者の代表取締役である内野弘幸氏がその発行済株式の全てを所有し、かつその代表取締役を務めております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者の普通株式を非公開化させ公開買付者のみが対象者の株主となるための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）に該当し、対象者の代表取締役である内野弘幸氏は、本取引後も、継続して対象者の経営に当たることを予定しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合がサービスを提供する投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズエム・ビー・アイファンド三号、AP Cayman Partners I, L.P.、AP Cayman Partners I-B, L.P.、アドバンテッジパートナーズ投資組合14号及びアドバンテッジパートナーズ投資組合14号-B（以下「AP株主ら」と総称し、個別に「各AP株主」といいます。）との間で、AP株主らが所有する対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合（注2）：35.40%）について、AP株主らが本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。また、内野弘幸氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。）から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数（3,948,900株）、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）、及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）を控除し、かつ、平成25年2月28日現在の本新株予約権（対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された本新株予約権（第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。）のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。）のうち、内野弘幸氏

が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権(191個)及び第4回新株予約権(213個)の目的である対象者の株式数(40,400株)を除く本新株予約権の目的である対象者の株式の数(928,300株)を加えた株式数(20,174,657株)の過半数(10,087,329株、これは、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する普通株式数に当たります。)に、A P株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数合計:11,253,643株、所有割合:35.40%)、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数:319,272株、所有割合:1.00%)及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的である対象者の株式の数(40,400株)を加えた株式数(21,700,644株、所有割合:68.27%)を買付予定数の下限として設定しております。従いまして、公開買付者は、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,700,644株、所有割合:68.27%)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,700,644株、所有割合:68.27%)に満たない場合には、応募株券等の買付けを行いません。なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社みずほ銀行からの借入れ(以下「本件買収ローン」といいます。)を行うとともに、内野弘幸氏、及び、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社を業務執行組合員とし、オリックス株式会社(以下「オリックス」といいます。)を組合員とするO P I 2002投資事業組合(以下「オリックス投資事業組合」といいます。)から出資を受けることを予定しております。本件買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、株式会社みずほ銀行から総額200億円を上限とした貸付けを受けることを予定しております。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンに係る融資契約では、一定の貸付実行条件、財務制限条項等の、同種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。本件買収ローンに関しては、内野弘幸氏の所有する公開買付者の普通株式、オリックス投資事業組合が所有することが予定されている公開買付者の普通株式及び無議決権株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の普通株式その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。また、本件買収ローンにおいて、対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、対象者及び対象者の一定の連結子会社が公開買付者の連帯保証人となり、対象者及び対象者の一定の連結子会社の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、内野弘幸氏を引受先として総額2億4,500万円を上限とした公開買付者の普通株式の発行、並びに、オリックス投資事業組合を引受先として総額2億3,500万円を上限とした公開買付者の普通株式の発行、及び、総額115億2,000万円を上限とした公開買付者の無議決権株式の発行を行うことを予定しております。なお、本公開買付けに関連して、概要以下の契約が締結される予定です。

株式引受契約

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、内野弘幸氏及びオリックス投資事業組合との間で公開買付者の発行する株式の引受けに関して株式引受契約(以下「本株式引受契約」といいます。)をそれぞれ締結する予定です。本株式引受契約では、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの買付期間の満了後、本公開買付けの決済開始日の2営業日前までに、内野弘幸氏は公開買付者が発行する普通株式(払込金額2億4,500万円)を、オリックス投資事業組合は、公開買付者が発行する普通株式(払込金額2億3,500万円)及び無議決権株式(払込金額115億2,000万円)を、それぞれ引き受けることが規定される予定です。

なお、無議決権株式には、オリックス投資事業組合による将来における投資回収の機会を確保するために、普通株式を対価とする取得請求権(普通株式への転換請求権)が付される予定です。また、公開買付者の議決権の過半数は内野弘幸氏が有することになりますが、オリックス投資事業組合に係る本株式引受契約上、公開買付者における一定の重要な意思決定について、オリックス投資事業組合の事前の同意を必要とする事項が規定される予定です。

株主間契約

内野弘幸氏及びオリックス投資事業組合は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株式の引受日を効力発生日として、公開買付者に関する株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結する予定です。本株主間契約においては、公開買付者の役員について、内野弘幸氏が指名する者3名、オリックス投資事業組合が指名する者2名を取締役として、また、内野弘幸氏が指名する者1名、オリックス投資事業組合が指名する者1名、外部から招聘した者1名を監査役として、それぞれ選任すること、及び、公開買付者における一定の重要な意思決定について、オリックス投資事業組合に係る本株式引受契約におけるオリックス投資事業組合の事前の同意が必要な事項と同一の内野弘幸氏とオリックス投資事業組合の事前合意が必要な事項が規定される予定です。また、オリックス投資事業組合が引き受ける無議決権株式に付される取得請求権について、オリックス投資事業組合が当該取得請求権を行使できるのは、オリックス投資事業組合と内野弘幸氏とその行使について合意したとき、オリックス投資事業組合が株式を引き受けた時点から一定期間が経過したとき、対象者の事業が内野弘幸氏との間で合意した対象者の収益見込を達成しなかったとき等一定の事由が生じた場合に限られる旨が規定される予定です。

経営委任契約

内野弘幸氏及びオリックスは、本公開買付けが成立した場合、内野弘幸氏に対象者の経営を委任することを内容とする経営委任契約を締結する予定です。同契約では、内野弘幸氏の報酬の金額・支払い方法等、別途協議の上合意する条件を規定する予定です。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとする手続を実施することを予定しております。また、対象者の株主が公開買付者のみとなった後、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

また、対象者公表の平成25年4月5日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「本件対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く経営環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、中長期的な競争力を強化するための人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行の更なる加速、及び、抜本的かつ機動的な事業の再構築を、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び第1回B種新株予約権の買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して、上場されている株式の客観的価値を求める場合の指標の1つとして一般に用いられる直近6か月の終値、直近3か月の終値及び直近1か月の終値の各平均株価並びに本公開買付けの公表日の前営業日の終値に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成25年4月5日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、内野弘幸氏及び赤池敦史氏を除く対象者の取締役3名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権のうち第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。一方、本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権以外の新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である内野弘幸氏は、特別利害関係人として、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主にサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のパートナーを兼任している赤池敦史氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。同様に、対象者の監査役のうち、平成25年3月5日までアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属していた神山晃男氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議に参加していないとのことです。

なお、平成25年4月5日付「配当方針の変更及び配当予想、並びに株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成25年4月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、現在の配当方針を取り下げること、平成25年8月31日現在の株主名簿に記載された株主様に対する平成26年2月期の中間配当を行わないこと、平成26年2月期の期末配当予想額を未定とすること、及び株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。

(注1)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(注2)「所有割合」とは、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。)から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数(3,948,900株)を控除し、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。)のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。)の目的である対象者の株式の数(968,700株)を加えた株式数(31,787,972株)に対して所有株式数が占める割合をいいます。なお、その計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、昭和47年4月に現在とは異なる事業を目的として株式会社ヤマギワ工作所として設立され、平成16年3月に株式会社アドバンテッジパートナーズ（現・アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合）がサービスを提供するファンドの支援の下、翼システム株式会社情報企画事業部の営業を譲り受けたことで、現在の主事業であるソフトウェアの製造・販売を開始いたしました。また、同時に商号をウイングアークテクノロジー株式会社に変更しております。平成21年11月には、グループ全体の中長期成長を目指した事業体制の構築と製販一体の連携強化を目的として、会社分割によりウイングアークテクノロジー株式会社（現・ウイングアーク株式会社）を完全子会社として新たに設立し、同社に対象者のソフトウェア事業を承継するとともに、対象者の商号を1stホールディングス株式会社に変更しております。なお、これ以降、対象者は純粋持株会社となっております。その後、対象者は平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を上場いたしました。

対象者は、平成16年3月の翼システム株式会社情報企画事業部の営業の譲受けによるソフトウェア市場への参入以後、帳票開発・運用ツールである「Super Visual Formade」シリーズの製品ラインナップの拡充による基盤ソリューション化、企業に蓄積された情報を高速集計する独自データベースエンジン「Dr. Sum EA」の機能向上・強化とその可視化ツール「Dr. Sum EA Visualizer」、「Dr. Sum EA Datalizer」のリリース、更には企業内に分散した多様なデータソースからリアルタイムで情報を統合し可視化する情報活用ダッシュボード「MotionBoard」のリリースなど、帳票及びBI（注1）分野における画期的なソフトウェアを相次いでマーケットに投入しております。この結果、対象者は、平成24年2月期において、売上高119億90百万円、営業利益42億1百万円、当期純利益23億18百万円（いずれも連結ベース）を達成することにより売上高及び営業利益ベースで過去最高を記録し、国内ソフトウェア市場において帳票及びBI分野のアプリケーションソフトウェアベンダーとして、確固たる地位を築くに至りました。

一方、昨今のわが国の経済は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、企業の設備投資や雇用情勢、所得環境等は依然として厳しい状況が続いており、更に、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて、企業による投資、個人消費ともに低迷しております。また、先行きに関しましては、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気のさらなる下振れや低成長の長期化、金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。対象者の属するソフトウェア産業においては、近年急激にマーケットプレーヤーのグローバル化やクラウドに代表されるサービス化等の構造転換が起きようとしており、業種・業態を越えた競争が激化する状況にあります。

対象者の主要ビジネスである帳票及びBIソフトウェアビジネスは、エンドユーザである企業へのライセンス及び保守の販売による収益獲得をビジネスモデルとしてきました。このような業務用アプリケーションソフトウェアのビジネスモデルにおいて、エンドユーザである企業がこれらのソフトウェアを利用するためには、ソフトウェア及びそれを運用するハードウェアへの多額の初期投資、及びその保守コストを負担する必要がありました。これら多額の初期投資の負担が、企業におけるソフトウェアを利用した情報活用を阻害する要因でもありました。

しかし、近年のクラウド技術の進展の結果、対象者のようなアプリケーションソフトウェアベンダーがアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供することにより、エンドユーザである企業は、初期の投資負担を抑えてソフトウェアを利用し、企業内外に蓄積された情報を活用することが可能になりました。

従来、業務用アプリケーションソフトウェアベンダーが、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供するためには、多数のユーザの使用に耐えうるハードウェアを含むクラウドプラットフォームを自社で開発・導入する必要があり、初期投資及び保守コストの負担が重く、市場参入への障壁となってきましたが、Amazon Webサービス（注2）やForce.com（注3）など世界をシームレスに繋ぐ廉価かつ高品質のPaaS（注4）サービスの加速度的普及の結果、アプリケーションソフトウェアベンダーは、PaaSベンダーがグローバルに提供するクラウドプラットフォームを利用することにより、上記のとおり、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして比較的簡単に提供することが可能となりました。

このようなソフトウェア産業における構造転換は、世界の強豪アプリケーションソフトウェアベンダーが日本市場に参入するチャンスであり、今後はグローバルレベルでの競争が激化することが確実な状況にあります。

上記のような経営環境に対する厳しい認識の下、対象者では、更なる成長の実現を目的として、平成23年3月には国内セキュリティサービスの有力ベンダーであったパリオセキュア・ネットワークス株式会社（現：パリオセキュア株式会社）の子会社化を、平成23年11月には中国のオフショア開発会社である大連唯知計算機システム有限公司（現：孚世科信息技术（大連）有限公司）の子会社化をそれぞれ実施し、また、平成24年5月には米国salesforce.com, Inc.（本社：米国カリフォルニア州サンフランシスコ）との資本・業務提携を、平成24年11月には株式会社Skedとの資本・業務提携を、それぞれ実施しております。

このように、来るべきクラウド時代の本格化への対応を行ってきた対象者ではありますが、クラウドサービスについては、米国salesforce.com, Inc. が提供するクラウドプラットフォームForce.com上で利用することができる、情報の可視

化や共有により迅速な意思決定をうながすBIダッシュボード「MotionBoard for Salesforce」を平成24年12月より提供を始めたばかりであり、漸くスタートラインに立った状況にあります。また、クラウド化によるコストダウンにより、今後BIの分野では、企業内に蓄積された取引データやM2M（注5）関連データ、企業外のソーシャル・ネットワーク・サービス関連データなどのビッグデータ（注6）など、これまで主としてコスト面の要因により利用されてこなかった情報を収集・整理し、複合的に分析するツールやサービスが求められることとなります。対象者は、これに対応する技術開発を進めてきましたが、現在のところ製品化には至っておりません。

営業支援、顧客管理等のアプリケーションソフトウェアのクラウドサービスの提供者及びクラウドプラットフォームForce.comの提供者として、全世界で10万社以上の導入実績を持つ企業であるsalesforce.com, Inc.との資本・業務提携は、対象者にとって、世界規模でソフトウェアのサービス化が新たなステージに入ったことを認識する契機となりました。また、平成24年10月頃より対象者が発表したビッグデータを含むBI分野での国内外の企業との業務提携に至るまでの協議の過程は、上記の現状認識を確信に変えることとなりました。

目前に迫ったクラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品の開発やクラウドサービスでの製品提供の加速及びそれを可能とする事業構造の再構築が、対象者として至急解決しなければならない大きな経営課題となっております。

公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を新規上場した際に想定されていた以上に急激かつ大幅に変化しようとしている上記のような経営環境の下、対象者の競争優位を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、（ ）中長期的な競争力・機動力強化を目的としたグループ内子会社の再編、人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、（ ）第三者との資本・業務提携による製品開発力の強化、（ ）アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに（ ）クラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行を更に加速させることが必要であると考えており、抜本的かつ機動的な事業の再構築が急務、かつ必要不可欠であると考えております（これらの各施策については、下記「 本公開買付け実施後の経営方針等」もご参照ください。 ）。

もっとも、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できません。また、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者を非公開化することこそが、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、対象者を非公開化することで、結果的に、上場を維持するために必要な様々なコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）も削減されます。そこで、内野弘幸氏は、平成24年10月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年11月15日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、公開買付者は、対象者に対して平成24年11月27日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。その後、公開買付者は、本取引を実行するための資金調達その他の検討課題をさらに検討し、当初の提案書記載の内容から資金調達の方法を一部変更したため、平成25年3月14日に、再度対象者に対して「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。なお、この間、公開買付者は、本取引の実行を検討するに際して、MBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しております。

上記平成24年11月27日付提案書の提出以降、内野弘幸氏及び公開買付者と対象者及び対象者において設置された第三者委員会との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年4月5日に、本公開買付けを行うことを決定しました。

（注1）「Business Intelligence」の略。企業内外の蓄積されたデータを集約、可視化、分析を通して活用すること、情報活用を象徴化した「情活®」は対象者の登録商標（登録第5444292号）。

（注2）米国Amazon.com, Inc.が提供するクラウドプラットフォーム、PaaS。

（注3）米国salesforce.com, Inc.が提供するクラウドプラットフォーム、PaaS。

（注4）「Platform as a Service」の略。ソフトウェアを構築及び稼働させるための土台となるプラットフォームを、インターネット経由のサービスとして提供し、同プラットフォーム上において各種アプリケーションサービスを提供するサービス及びその利用形態。

（注5）「Machine to Machine」の略。コンピュータネットワークに繋がれた通信機器同士が相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステム。

（注6）ビッグデータとは、単に大量のデータを指すわけではない。これまでにコンピュータが扱ってきた構造化データ（数値等、従来からのデータベースに格納、管理可能な種類のデータ）だけでなく、文章や画像/映像データ、センサーデータに代表されるM2M関連データなど、非構造化データ（構造化データの対義語とし

て用いられ、従来からのデータベースではそのまま扱うことのできなかった、文章等複雑な構造を持つデータ)も含まれる。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるMBOに該当し、対象者の代表取締役である内野弘幸氏は、本取引後も、継続して対象者の経営に当たることを予定しております。また、公開買付者は、本公開買付け実施後に対象者の経営体制を大幅に変更することは予定していませんが、公開買付者の普通株式及び無議決権株式を引き受けることが予定されているオリックス投資事業組合が選任する者2名を対象者の社外取締役に選任し、また、オリックス投資事業組合が選任する者1名を対象者の社外監査役に選任することを予定しております。

また、公開買付者は、本取引後、()中長期的な競争力・機動力強化を目的とした対象者のグループ内子会社の再編、人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、()対象者と第三者との資本・業務提携による製品開発力の強化、()対象者におけるアジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに()クラウド・ビッグデータ時代に対応した対象者の新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行を含めた、近年の急激な経営環境の変化への具体的な対応策の実行可能性について検討していく予定です。これらの対応策を実行する具体的なタイミングについては未定ですが、本取引により可能になる意思決定の迅速性を活かし、速やかに検討を進める予定です。

なお、上述のとおり、本取引後も、内野弘幸氏が引き続き公開買付者及び対象者の経営に当たることを予定しており、公開買付者の議決権の過半数は内野弘幸氏が有する予定です。本株主間契約上、公開買付者における一定の重要な意思決定について、内野弘幸氏とオリックス投資事業組合の事前合意が必要な事項が定められる予定であるほか(同事項は、オリックス投資事業組合に係る本株式引受契約上もオリックス投資事業組合の事前の同意を必要とする事項として定められる予定です。)、オリックス投資事業組合による将来における投資回収の機会を確保するために、公開買付者の無議決権株式には普通株式を対価とする取得請求権が付される予定であり、当該取得請求権がすべて行使された場合、オリックス投資事業組合が公開買付者の議決権の過半数(最大で90%以上)を取得する可能性があります。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであること等を踏まえ、MBOに構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて株主の皆様及び新株予約権者の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年4月4日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を571円から617円までと算定しております。

株価採用期間		一株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年4月4日	612円
直近1ヶ月平均	平成25年3月5日～平成25年4月4日	617円
直近3ヶ月平均	平成25年1月7日～平成25年4月4日	602円
直近6ヶ月平均	平成24年10月5日～平成25年4月4日	571円
算定結果		571～617円

- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を800円から901円までと算定しております。
- () ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が818円から933円と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・中期経営計画（平成24年4月16日公表）にて公表された財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び事業計画、一般に公開された情報、買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者の一部の役員職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想（平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分）を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月5日に本公開買付価格を1株当たり880円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり880円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月4日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値612円に対して、約43.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月5日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値617円（小数点以下四捨五入）に対して約42.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値602円（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨

五入)、過去6ヶ月間(平成24年10月5日から平成25年4月4日まで)の普通取引終値の単純平均値571円(小数点以下四捨五入)に対して約54.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年4月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値610円に対して約44.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となっております。

また、参考として、本公開買付価格である1株当たり880円は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に普通株式を上場して以降(平成24年2月に対象者の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場)の、上場来最高値712円(平成23年1月31日、最高値ベース)に対して約23.6%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 新株予約権

本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権については、既に行使期間が開始しており、かつ本公開買付価格が権利行使価格を上回っていること、また、当該新株予約権は、発行要項等において、新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対する新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認していることから、当該新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格880円と当該新株予約権の権利行使価格76円の差額である804円と決定しています。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、対象者又は対象者の子会社の役員及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものです。かかる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権及び第2回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の関係会社(第1回D種新株予約権及び第1回E種新株予約権については対象者の子会社)の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされており、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、その公開買付価格を1個当たり1円と決定しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月5日付で株式価値算定報告書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（本公開買付けについて特別の利害関係を有する内野弘幸氏及び本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがある赤池敦史氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

算定手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	583円から617円
DCF法	850円から932円
類似企業比較法	850円から936円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年4月4日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値617円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値601円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値583円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を583円から617円までと分析しているとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画（平成24年4月16日付で公表した平成25年2月期から平成27年2月期までの3期分の中期経営計画）をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を850円から932円までと分析しております。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の収益予想において、大幅な増減益は見込まれておらず、また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた収益予想に加味されていないとのことです。

類似企業比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を850円から936円までと算定しているとのことです。

以上より、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年4月4日を評価基準日として、市場株価法では583円から617円、DCF法では850円から932円、類似企業比較法では850円から936円と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における第三者委員会による検討

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日、取締役会として、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、企業価値の向上と公正な手続を通じた株主利益の配慮のために、本取引の透明性・合理性確保のための枠組みとしての一つとして、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手続の適正性は保たれているのかといった観点から、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは相当か、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当か、及び本取引が少数株主（注1）にとって不利益にならないか（乃至を併せて以下「本件諮問事項」といいます。）について、対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、必要に応じて買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、公開買付者から独立しており、本取引に関し独立性を有する対象者の社外取締役である尾関好良氏（委員長、公認会計士）、対象者の社外監査役である宮岡和夫氏、外部有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所所属）の3名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、平成25年3月14日付で、対象者取締役会は再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、公開買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年11月29日より平成24年12月26日まで合計6回開催され、また、本取引に係る公開買付者からの再提案がなされた後も、平成25年3月18日から平成25年4月5日まで合計5回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、公開買付者に対して、本公開買付けの諸条件及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景及び本公開買付けの諸条件等に関する質疑応答を行うとともに、公開買付者と本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、第三者委員会は、公開買付者の代表取締役であり、特別利害関係人である内野弘幸氏以外の対象者経営陣及び公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主らに対しても本取引の意義や諸条件等についてヒアリングを行ったとのことです。更に、日比谷監査法人が作成した対象者算定書を参考にするとともに、日比谷監査法人から、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けたとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成25年4月5日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会が開示を受けて検討した各書類に記載された内容及び第三者委員会が行った各種インタビューでの回答結果が全て真実かつ正確であったこと等の一定の前提条件の下、大要以下の内容の答申を行ったとのことです。

- () 本取引は、対象者を取り巻く事業環境を踏まえた対象者の企業価値向上に資する構造改革・成長戦略を実行する手段として有効であり、（上場維持のメリットとデメリットの程度を比較の上勘案すると）上場を廃止してでも本取引を遂行することが、対象者の企業価値の向上に資するものと見込まれるため、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは相当である。
- () 本取引においては、他の同種のMBO事例において一般的と考えられる水準と比較しても概ね同程度以上に充実した形で、手続の公正性を確保するための措置が講じられており、本取引の公正性を疑わせるような事情もなく、対象者算定書の内容からしても本公開買付け価格は妥当であると考えられ、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当である。
- () 上記()()の点により、本公開買付け価格その他の本公開買付けの条件は、少数株主の利益も損なうものではないと考えられる。加えて、本取引において、少数株主に対して本公開買付けへの応募を事実上強制するような強圧的な効果が生じることのないように配慮がなされているということ、本公開買付けに対して少数株主の過半数の応募がない限りその後の非公開化手続にも進まないような仕組みが採用されており、少数株主の意向を尊重することとされていること、非公開化手続において、当該非公開化手続において交付される金額を争う機会も確保されていること等の手続的な手当てが施されていることにより、本取引全体において、少数株主の権利保護の機会が与えられていることが認められる。以上に照らし、本取引は少数株主にとって不利益なものではない。

(注1) 本書において、「少数株主」とは、内野弘幸氏及びAP株主ら以外の対象者株主を指します。

対象者における独立した法律事務所からの助言

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日付で、公開買付者から本取引に関する最初の提案を受けたとのことです。他方で、対象者株式を長期間にわたって継続保有してきた対象者の大株主かつファンデーションであるAP株主らが、そのエグジット方法として保有する対象者株式の売却を検討していたこともあり、また、対象者としても、最適な株主構成を構築することは対象者の重要な経営課題であるという認識を有していたため、公開買付者からの本取引に関する提案を詳細に検討することにしたとのことです。具体的には、平成24年11月27日付で、リーガル・アドバイザーである西村あさひを、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関（但し、必要に応じて公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）として第三者委員会を設置し、公開買付者からの本取引に関する提案の検討を開始したとのことです。また、対象者の取締役会は、平成25年3月14日付で、再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本取引の提案を検討するための諮問を行いました（第三者委員会は公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）。西村あさひからは、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受け、第三者算定機関である日比谷監査法人からは、最終的に対象者算定書を取得したとのことです。これらの内容を踏まえつつ、第三者委員会から平成25年4月5日付で受けた答申の内容を最大限に尊重しながら、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手續の適正性は保たれているのかという観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く経営環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、中長期的な競争力を強化するための人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行の更なる加速、及び、抜本的かつ機動的な事業の再構築を、一般株主の皆様にもリスクの負担が及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付け及び第1回B種新株予約権の買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して、上場されている株式の客観的価値を求める場合の指標の1つとして一般に用いられる直近6か月の終値、直近3か月の終値及び直近1か月の終値の各平均株価並びに本公開買付けの公表日の前営業日の終値に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成25年4月5日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、内野弘幸氏及び赤池敦史氏を除く対象者の取締役3名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権のうち第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

一方、本件対象者プレスリリースによれば、本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権以外の新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、上記取締役会には神山晃男氏を除く全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である内野弘幸氏は、特別利害関係人として、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主にサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のパートナーを兼任している赤池敦史氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。同様に、対象者の監査役のうち、平成25年3月5日までアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属していた神山晃男氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議に参加していないとのことです。

公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」という。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主及び新株予約権者の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されるようなことがないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

公開買付者における買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、公開買付者は対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（21,700,644株）以上の応募があることを成立の条件としております。この買付予定数の下限（21,700,644株）は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。）から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数（3,948,900株）、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）を控除し、かつ、第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された平成25年2月28日現在の本新株予約権（対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された本新株予約権（第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。）のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。）のうち、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権（191個）及び第4回新株予約権（213個）の目的である対象者の株式数（40,400株）を除く本新株予約権の目的である対象者の株式の数（928,300株）を加えた株式数（20,174,657株）の過半数（10,087,329株、これは、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する普通株式数に当たります。）を基礎として、これに、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的である対象者の株式の数（40,400株）を加えて設定したものです。よって、公開買付者は、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けに応募する旨を合意している株主以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下に述べる方法により、対象者の株主を公開買付者のみとする手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを予定しております。なお、本非公開化手続については、関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者及び公開買付者以外の対象者株主の普通株式の所有状況等により、概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

本全部取得手続

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の普通株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、対象者の株主を公開買付者のみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、()対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、()対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び()当該普通株式の全部

(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することに係る付議議案を含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を、対象者に対して要請する予定です。また、上記()が本株主総会にて決議され、上記()に係る定款変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記()に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記()に係る本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる普通株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、本株主総会の開催日と同日を開催日としかつ上記()に係る定款変更を行うことに係る付議議案を含む上記種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の開催を、対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が上程された場合には、これら各議案に賛成する予定です(なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。)

上記の各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)対象者に取得されることとなり、対象者の株主(対象者を除きます。)には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1に満たない端数となる対象者の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該売却の結果、上記対象者の株主に交付される金銭の額は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する別の種類の対象者株式の内容及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、対象者の株主が公開買付者のみとなるよう、公開買付け以外の対象者の株主に交付しなければならない当該別の種類の対象者株式の数が1に満たない端数となる予定です。公開買付者は、原則として、平成25年10月までに、本全部取得手続を完了する予定です。

なお、上記()及び()の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、上記()の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記()の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。公開買付者は、本公開買付けにより対象者の本新株予約権の全てを取得できず、かつ本公開買付け後も本新株予約権が行使されずに残存している場合には、上記 の手続と併せ、対象者に対して、本新株予約権の放棄の勧奨、本新株予約権の取得等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び開催時期(なお、現時点では、本公開買付けの決済の完了後3ヶ月以内を目処に開催予定です。)等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

合併

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の普通株式の全て(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合は本全部取得手続の実施後、又は取得できた場合は本公開買付け後に、対象者との間で、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする合併を行う予定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全ての取得を目的とした取引を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の株主であるA P株主らとの間で、平成25年4月5日付で、A P株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数合計: 11,253,643株、所有割合: 35.40%)を、本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。当該応募契約において、各A P株主は、本公開買付けに対して応募する普通株式につき、平成25年5月20日に開催することが予定されている対象者の定時株主総会における剰余金の配当、取締役

5名の選任、及び役員賞与の支給（但し、対象者の第42回定時株主総会において承認された役員賞与の総額を上限とします。）の議案に関して、議決権その他の株主権の行使について、公開買付者の指示に従うことを合意しています。但し、（ ）赤池敦史氏を取締役候補者とする取締役選任の議案に反対、棄権その他これと実質的に同等の効果をもたらすような議決権行使をすべき旨の指示、及び（ ）赤池敦史氏が取締役候補者に含まれない取締役5名の選任の議案について賛成の議決権行使をすべき旨の指示については、この限りでないものとされています。

なお、A P株主らは、応募契約の締結日から本公開買付けの買付期間の末日までの間に、対象者の普通株式及び本新株予約権を対象とする本公開買付け以外の公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始された場合において、対抗公開買付けに係る対象者の普通株式の買付価格が本公開買付けにおける普通株式の買付価格（法令上許容される範囲内で変更された場合は変更後の買付価格）を上回っており、かつ、かかる対抗公開買付けに対し対象者の取締役会が反対する旨の意見表明を行っていない場合には、各A P株主は、公開買付者との間で誠実に協議した上で、本公開買付けに応募せず、又は本応募により成立した買付けに係る契約を、何らの費用負担なしに、解除することができるものとされています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

また、公開買付者は、内野弘幸氏との間でも、内野弘幸氏が所有する対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）について、本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。当該応募契約において、内野弘幸氏が、本公開買付けに対して応募する普通株式につき、平成25年5月20日に開催することが予定されている対象者の定時株主総会における議決権その他の株主権の行使について、公開買付者の指示に従うことを合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（1）【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年4月8日（月曜日）から平成25年5月22日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年4月8日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

（2）【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金880円
新株予約権証券	第1回B種新株予約権 1個につき金804円 第1回D種新株予約権 1個につき金1円 第1回E種新株予約権 1個につき金1円 第2回新株予約権 1個につき金1円 第3回新株予約権 1個につき金1円 第4回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 （ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-

算定の基礎

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年4月4日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を571円から617円までと算定しております。

株価採用期間		一株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年4月4日	612円
直近1ヶ月平均	平成25年3月5日～平成25年4月4日	617円
直近3ヶ月平均	平成25年1月7日～平成25年4月4日	602円
直近6ヶ月平均	平成24年10月5日～平成25年4月4日	571円
算定結果		571～617円

- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を800円から901円までと算定しております。

- () ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が818円から933円と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・中期経営計画（平成24年4月16日公表）にて公表された財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び事業計画、一般に公開された情報、買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想（平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分）を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示していません。

公開買付者は、G C A サヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、M B O の実現可能性の精査のために行った買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるM B O に該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月5日に本公開買付価格を1株当たり880円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり880円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月4日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値612円に対して、約43.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月5日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値617円（小数点以下四捨五入）に対して約42.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値602円（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月5日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値571円（小数点以下四捨五入）に対して約54.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年4月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値610円に対して約44.3%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となっております。

また、参考として、本公開買付価格である1株当たり880円は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に普通株式を上場して以降（平成24年2月に対象者の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場）の、上場来最高値712円（平成23年1月31日、最高値ベース）に対して約23.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、G C A サヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 新株予約権

本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権については、既に行使期間が開始しており、かつ本公開買付価格が権利行使価格を上回っていること、また、当該新株予約権は、発行要項等において、新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対する新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認していることから、当該新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格880円と当該新株予約権の権利行使価格76円の差額である804円と決定しています。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、対象者又は対象者の子会社の役員及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものです。かかる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権及び第2回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の関係会社（第1回D種新株予約権及び第1回E種新株予約権については対象者の子会社）の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされており、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、その公開買付価格を1個当たり1円と決定しています。

算定の経緯	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者は、昭和47年4月に現在とは異なる事業を目的として株式会社ヤマギワ工作所として設立され、平成16年3月に株式会社アドバンテッジパートナーズ(現・アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合)がサービスを提供するファンドの支援の下、翼システム株式会社情報企画事業部の営業を譲り受けたことで、現在の主事業であるソフトウェアの製造・販売を開始いたしました。また、同時に商号をウイングアークテクノロジー株式会社に変更しております。平成21年11月には、グループ全体の中長期成長を目指した事業体制の構築と製販一体の連携強化を目的として、会社分割によりウイングアークテクノロジー株式会社(現・ウイングアーク株式会社)を完全子会社として新たに設立し、同社に対象者のソフトウェア事業を承継するとともに、対象者の商号を1stホールディングス株式会社に変更しております。なお、これ以降、対象者は純粋持株会社となっております。その後、対象者は平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を上場いたしました。</p> <p>対象者は、平成16年3月の翼システム株式会社情報企画事業部の営業の譲受けによるソフトウェア市場への参入以後、帳票開発・運用ツールである「Super Visual Formade」シリーズの製品ラインナップの拡充による基盤ソリューション化、企業に蓄積された情報を高速集計する独自データベースエンジン「Dr. Sum EA」の機能向上・強化とその可視化ツール「Dr. Sum EA Visualizer」、「Dr. Sum EA Datalizer」のリリース、更には企業内に分散した多様なデータソースからリアルタイムで情報を統合し可視化する情報活用ダッシュボード「MotionBoard」のリリースなど、帳票及びBI分野における画期的なソフトウェアを相次いでマーケットに投入しております。この結果、対象者は、平成24年2月期において、売上高119億90百万円、営業利益42億1百万円、当期純利益23億18百万円(いずれも連結ベース)を達成することにより売上高及び営業利益ベースで過去最高を記録し、国内ソフトウェア市場において帳票及びBI分野のアプリケーションソフトウェアベンダーとして、確固たる地位を築くに至りました。</p> <p>一方、昨今のわが国の経済は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、企業の設備投資や雇用情勢、所得環境等は依然として厳しい状況が続いており、更に、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて、企業による投資、個人消費ともに低迷しております。また、先行きに関しましては、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気のさらなる下振れや低成長の長期化、金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。対象者の属するソフトウェア産業においては、近年急激にマーケットプレーヤーのグローバル化やクラウドに代表されるサービス化等の構造転換が起きようとしており、業種・業態を越えた競争が激化する状況にあります。</p> <p>対象者の主要ビジネスである帳票及びBIソフトウェアビジネスは、エンドユーザである企業へのライセンス及び保守の販売による収益獲得をビジネスモデルとしてきました。このような業務用アプリケーションソフトウェアのビジネスモデルにおいて、エンドユーザである企業がこれらのソフトウェアを利用するためには、ソフトウェア及びそれを運用するハードウェアへの多額の初期投資、及びその保守コストを負担する必要がありました。これら多額の初期投資の負担が、企業におけるソフトウェアを利用した情報活用を阻害する要因でもありました。</p> <p>しかし、近年のクラウド技術の進展の結果、対象者のようなアプリケーションソフトウェアベンダーがアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供することにより、エンドユーザである企業は、初期の投資負担を抑えてソフトウェアを利用し、企業内外に蓄積された情報を活用することが可能になりました。</p>
-------	---

従来、業務用アプリケーションソフトウェアベンダーが、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供するためには、多数のユーザの使用に耐えうるハードウェアを含むクラウドプラットフォームを自社で開発・導入する必要があり、初期投資及び保守コストの負担が重く、市場参入への障壁となってきましたが、Amazon WebサービスやForce.comなど世界をシームレスに繋ぐ廉価かつ高品位のPaaSサービスの加速度的普及の結果、アプリケーションソフトウェアベンダーは、PaaSベンダーがグローバルに提供するクラウドプラットフォームを利用することにより、上記のとおり、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして比較的簡単に提供することが可能となりました。

このようなソフトウェア産業における構造転換は、世界の強豪アプリケーションソフトウェアベンダーが日本市場に参入するチャンスであり、今後はグローバルレベルでの競争が激化することが確実な状況にあります。

上記のような経営環境に対する厳しい認識の下、対象者では、更なる成長の実現を目的として、平成23年3月には国内セキュリティサービスの有力ベンダーであったバリオセキュア・ネットワークス株式会社（現：バリオセキュア株式会社）の子会社化を、平成23年11月には中国のオフショア開発会社である大連唯知計算機系統有限公司（現：孚世科信息技术（大連）有限公司）の子会社化をそれぞれ実施し、また、平成24年5月には米国salesforce.com, Inc.（本社：米国カリフォルニア州サンフランシスコ）との資本・業務提携を、平成24年11月には株式会社Skreedとの資本・業務提携を、それぞれ実施しております。

このように、来るべきクラウド時代の本格化への対応を行ってきた対象者ではありませんが、クラウドサービスについては、米国salesforce.com, Inc.が提供するクラウドプラットフォームForce.com上で利用することができる、情報の可視化や共有により迅速な意思決定をうながすBIダッシュボード「MotionBoard for Salesforce」を平成24年12月より提供を始めたばかりであり、漸くスタートラインに立った状況にあります。また、クラウド化によるコストダウンにより、今後BIの分野では、企業内に蓄積された取引データやM2M関連データ、企業外のソーシャル・ネットワーキング・サービス関連データなどのビッグデータなど、これまで主としてコスト面の要因により利用されてこなかった情報を収集・整理し、複合的に分析するツールやサービスが求められることとなります。対象者は、これに対応する技術開発を進めてきましたが、現在のところ製品化には至っておりません。

営業支援、顧客管理等のアプリケーションソフトウェアのクラウドサービスの提供者及びクラウドプラットフォームForce.comの提供者として、全世界で10万社以上の導入実績を持つ企業であるsalesforce.com, Inc.との資本・業務提携は、対象者にとって、世界規模でソフトウェアのサービス化が新たなステージに入ったことを認識する契機となりました。また、平成24年10月頃より対象者が発表したビッグデータを含むBI分野での国内外の企業との業務提携に至るまでの協議の過程は、上記の現状認識を確信に変えることとなりました。

目前に迫ったクラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品の開発やクラウドサービスでの製品提供の加速及びそれを可能とする事業構造の再構築が、対象者として至急解決しなければならない大きな経営課題となっております。

公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を新規上場した際に想定されていた以上に急激かつ大幅に変化しようとしている上記のような経営環境の下、対象者の競争優位を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、()中長期的な競争力・機動力強化を目的としたグループ内子会社の再編、人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、()第三者との資本・業務提携による製品開発力の強化、()アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに()クラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行を更に加速させることが必要であると考えており、抜本的かつ機動的な事業の再構築が急務、かつ必要不可欠であると考えております。

もっとも、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できません。

また、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果断に実行していくことができると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者を非公開化することこそが、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果断に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、対象者を非公開化することで、結果的に、上場を維持するために必要な様々なコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）も削減されます。そこで、内野弘幸氏は、平成24年10月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年11月15日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、公開買付者は、対象者に対して平成24年11月27日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。

その後、公開買付者は、本取引を実行するための資金調達その他の検討課題をさらに検討し、当初の提案書記載の内容から資金調達の方法を一部変更したため、平成25年3月14日に、再度対象者に対して「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。なお、この間、公開買付者は、本取引の実行を検討するに際して、MBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しております。

上記平成24年11月27日付提案書の提出以降、内野弘幸氏及び公開買付者と対象者及び対象者において設置された第三者委員会との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年4月5日に、本公開買付けを行うことを決定しました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであること等を踏まえ、MBOに構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて株主の皆様及び新株予約権者の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年4月4日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を571円から617円までと算定しております。

株価採用期間		一株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年4月4日	612円
直近1ヶ月平均	平成25年3月5日～平成25年4月4日	617円
直近3ヶ月平均	平成25年1月7日～平成25年4月4日	602円
直近6ヶ月平均	平成24年10月5日～平成25年4月4日	571円
算定結果		571～617円

- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を800円から901円までと算定しております。

() ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が818円から933円と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・中期経営計画(平成24年4月16日公表)にて公表された財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び事業計画、一般に公開された情報、買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想(平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分)を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査(デュー・ディリジェンス)、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの事例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月5日に本公開買付価格を1株当たり880円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり880円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月4日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値612円に対して、約43.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年3月5日から平成25年4月4日まで)の普通取引終値の単純平均値617円(小数点以下四捨五入)に対して約42.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成25年1月7日から平成25年4月4日まで)の普通取引終値の単純平均値602円(小数点以下四捨五入)に対して約46.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成24年10月5日から平成25年4月4日まで)の普通取引終値の単純平均値571円(小数点以下四捨五入)に対して約54.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年4月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値610円に対して約44.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となっております。

また、参考として、本公開買付価格である1株当たり880円は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に普通株式を上場して以降(平成24年2月に対象者の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場)の、上場来最高値712円(平成23年1月31日、最高値ベース)に対して約23.6%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 新株予約権

本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権については、既に行使期間が開始しており、かつ本公開買付価格が権利行使価格を上回っていること、また、当該新株予約権は、発行要項等において、新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対する新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認していることから、当該新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格880円と当該新株予約権の権利行使価格76円の差額である804円と決定しています。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、対象者又は対象者の子会社の役員及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものです。かかる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権及び第2回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の関係会社（第1回D種新株予約権及び第1回E種新株予約権については対象者の子会社）の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされており、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、その公開買付価格を1個当たり1円と決定しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月5日付で対象者算定書を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（本公開買付けについて特別の利害関係を有する内野弘幸氏及び本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがある赤池敦史氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

算定手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	583円から617円
DCF法	850円から932円
類似企業比較法	850円から936円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年4月4日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値617円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値601円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値583円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を583円から617円までと分析しているとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画（平成24年4月16日付で公表した平成25年2月期から平成27年2月期までの3期分の中期経営計画）をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を850円から932円までと分析しております。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の収益予想において、大幅な増減益は見込まれておらず、また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた収益予想に加味されていないとのことです。

類似企業比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を850円から936円までと算定しているとのことです。

以上より、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年4月4日を評価基準日として、市場株価法では583円から617円、DCF法では850円から932円、類似企業比較法では850円から936円と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における第三者委員会による検討

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日、取締役会として、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、企業価値の向上と公正な手続を通じた株主利益の配慮のために、本取引の透明性・合理性確保のための枠組みとしての一つとして、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手続の適正性は保たれているのかといった観点から、本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、必要に応じて買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、公開買付者から独立しており、本取引に関し独立性を有する対象者の社外取締役である尾関好良氏（委員長、公認会計士）、対象者の社外監査役である宮岡和夫氏、外部有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所所属）の3名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、平成25年3月14日付で、対象者取締役会は再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、公開買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年11月29日より平成24年12月26日まで合計6回開催され、また、本取引に係る公開買付者からの再提案がなされた後も、平成25年3月18日から平成25年4月5日まで合計5回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、公開買付者に対して、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景及び本公開買付けの諸条件等に関する質疑応答を行うとともに、公開買付者と本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、第三者委員会は、公開買付者の代表取締役であり、特別利害関係人である内野弘幸氏以外の対象者経営陣及び公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主らに対しても本取引の意義や諸条件等についてヒアリングを行ったとのことです。更に、日比谷監査法人が作成した対象者算定書を参考にするとともに、日比谷監査法人から、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けたとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成25年4月5日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会が開示を受けて検討した各書類に記載された内容及び第三者委員会が行った各種インタビューでの回答結果が全て真実かつ正確であったこと等の一定の前提条件の下、大要以下の内容の答申を行ったとのことです。

- () 本取引は、対象者を取り巻く事業環境を踏まえた対象者の企業価値向上に資する構造改革・成長戦略を実行する手段として有効であり、(上場維持のメリットとデメリットの程度を比較の上勘案すると)上場を廃止してでも本取引を遂行することが、対象者の企業価値の向上に資するものと見込まれるため、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは相当である。
- () 本取引においては、他の同種のMBO事例において一般的と考えられる水準と比較しても概ね同程度以上に充実した形で、手続の公正性を確保するための措置が講じられており、本取引の公正性を疑わせるような事情もなく、対象者算定書の内容からしても本公開買付価格は妥当であると考えられ、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当である。
- () 上記()()の点により、本公開買付価格その他の本公開買付の条件は、少数株主の利益も損なうものではないと考えられる。加えて、本取引において、少数株主に対して本公開買付への応募を事実上強制するような強圧的な効果が生じることのないように配慮がなされているということ、本公開買付けに対して少数株主の過半数の応募がない限りその後の非公開化手続にも進まないような仕組みが採用されており、少数株主の意向を尊重することとされていること、非公開化手続において、当該非公開化手続において交付される金額を争う機会も確保されていること等の手続的な手当てが施されていることにより、本取引全体において、少数株主の権利保護の機会が与えられていることが認められる。以上に照らし、本取引は少数株主にとって不利益なものではない。

対象者における独立した法律事務所からの助言

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひをリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日付で、公開買付者から本取引に関する最初の提案を受けたとのこと。他方で、対象者株式を長期間にわたって継続保有してきた対象者の大株主かつファンドであるAP株主らが、そのエグジット方法として保有する対象者株式の売却を検討していたこともあり、また、対象者としても、最適な株主構成を構築することは対象者の重要な経営課題であるという認識を有していたため、公開買付者からの本取引に関する提案を詳細に検討することにしたとのこと。具体的には、平成24年11月27日付で、リーガル・アドバイザーである西村あさひを、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関（但し、必要に応じて公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）として第三者委員会を設置し、公開買付者からの本取引に関する提案の検討を開始したとのこと。また、対象者の取締役会は、平成25年3月14日付で、再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本取引の提案を検討するための諮問を行いました（第三者委員会は公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）。西村あさひからは、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受け、第三者算定機関である日比谷監査法人からは、最終的に対象者算定書を取得したとのこと。これらの内容を踏まえつつ、第三者委員会から平成25年4月5日付で受けた答申の内容を最大限に尊重しながら、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手の適正性は保たれているのかという観点から慎重に協議及び検討を行ったとのこと。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く経営環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、中長期的な競争力を強化するための人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行の更なる加速、及び、抜本的かつ機動的な事業の再構築を、一般株主の皆様にはリスクの負担が及びることを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び第1回B種新株予約権の買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して、上場されている株式の客観的価値を求める場合の指標の1つとして一般に用いられる直近6か月の終値、直近3か月の終値及び直近1か月の終値の各平均株価並びに本公開買付けの公表日の前営業日の終値に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成25年4月5日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、内野弘幸氏及び赤池敦史氏を除く対象者の取締役3名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権のうち第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこと。

一方、本件対象者プレスリリースによれば、本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権以外の新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。

また、本件対象者プレスリリースによれば、上記取締役会には神山晃男氏を除く全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である内野弘幸氏は、特別利害関係人として、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるA P株主にサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のパートナーを兼任している赤池敦史氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。同様に、対象者の監査役のうち、平成25年3月5日までアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属していた神山晃男氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議に参加していないとのことです。

公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主及び新株予約権者の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されるようなことがないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

公開買付者における買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、公開買付者は対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（21,700,644株）以上の応募があることを成立の条件としております。この買付予定数の下限（21,700,644株）は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。）から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数（3,948,900株）、A P株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）を控除し、かつ、第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された平成25年2月28日現在の本新株予約権（対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された本新株予約権（第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。）のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。）のうち、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権（191個）及び第4回新株予約権（213個）の目的である対象者の株式数（40,400株）を除く本新株予約権の目的である対象者の株式の数（928,300株）を加えた株式数（20,174,657株）の過半数（10,087,329株、これは、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する普通株式数に当たります。）を基礎として、これに、A P株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的である対象者の株式の数（40,400株）を加えて設定したものです。よって、公開買付者は、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けに応募する旨を合意している株主以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
31,787,972 (株)	21,700,644 (株)	- (株)

- (注1) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(株式に換算したもの)である31,787,972株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数(34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。)に、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。))のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。)の目的である対象者普通株式の数(合計968,700株)を加算した株式数(35,736,872株)から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年2月28日現在の対象者が保有する自己株式数(3,948,900株)を控除した株式数になります。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,700,644株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(21,700,644株)以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。この買付予定数の下限(21,700,644株)は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。)から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数(3,948,900株)、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数合計:11,253,643株、所有割合:35.40%)及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数:319,272株、所有割合:1.00%)を控除し、かつ、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。))のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。)のうち、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権(191個)及び第4回新株予約権(213個)の目的である対象者の株式数(40,400株)を除く本新株予約権の目的である対象者の株式の数(928,300株)を加えた株式数(20,174,657株)の過半数(10,087,329株、これは公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する普通株式数に当たります。)を基礎として、これに、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数合計:11,253,643株、所有割合:35.40%)、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数:319,272株、所有割合:1.00%)及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的である対象者の株式の数(40,400株)を加えて設定したものです。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。
- (注4) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付の対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	317,879
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	9,687
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月8日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月8日現在)(個)(g)	3,636
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	404
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(j)	308,050
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(31,787,972株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。))のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。)の目的である対象者の株式の数(968,700株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月8日現在)(個)(g)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月8日現在)(個)(g)」のうち、特別関係者が保有する本新株予約権の目的である対象者株式の数(40,400株)に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月8日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4)「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)及び公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式を公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。)に、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。))のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使され、その他については変動がな

いとのことです。)の目的である対象者の株式の数(968,700株)を加算した株式数から、対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(3,948,900株)を控除した株式数(31,787,972株)に係る議決権数(317,879個)を分母として計算しております。

(注5)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を公開買付代理人にご提出下さい。また、()第1回B種新株予約権、第1回D種新株予約権及び第1回E種新株予約権については、新株予約権証券を、()第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出下さい。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)

外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等（氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業内容の記載のあるもの）

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）。

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの）の提出が必要となります。

（注2）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注3）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注4）特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（その他の大和証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	27,973,415,360
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	5,500,000
合計(a) + (b) + (c)	28,128,915,360

「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(31,787,972株)に1株当たりの買付価格(880円)を乗じた金額です。

「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,000
計(a)	1,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	銀行	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町一丁目 1番5号	買付け等に要する資金に充当 するための借入(注1) (1)タームローンA 弁済期:初回貸付実行日 の6年後の応当 日(分割弁済) 金利:全銀協日本円T I B O Rに基づく変 動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:初回貸付実行日 の6年後の応当 日(分割弁済) 金利:全銀協日本円T I B O Rに基づく変 動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 10,000,000 (2)タームローンB 10,000,000
計(b)				20,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、平成25年4月4日付で、株式会社みずほ銀行から、20,000,000,000円を
限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資契約において貸付実行の前提
条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
OP I 2002投資事業組合による出資(注2)	11,755,000
内野弘幸氏による出資(注4)	245,000
計(d)	12,000,000

(注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏づけとして、平成25年4月4日付で、OP I 2002投資事業組合から、11,755,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。なお、当該出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のものが定められる予定です。

(注3) 公開買付者は、OP I 2002投資事業組合より以下の説明を受けております。同組合は、上記金額の出資を実行するにあたって、同組合の各組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。同組合は、オリックス及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツを組合員としておりますが、同組合は、出資証明書を発行するにあたり、同組合の各組合員の資力について、オリックスの直近の財務諸表及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツの預金通帳の写しを確認する方法により確認しているとのことです。同組合によるかかる確認の結果、公開買付者は、同組合の各組合員の資力に疑義が無く、上記金額の出資に必要な資金の全てについて各組合員から出資を受けられることが確実であると考えております。

(注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏づけとして、平成25年4月4日付で、内野弘幸氏から、245,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。なお、当該出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のものが定められる予定です。また、公開買付者に投資を行う予定の内野弘幸氏は、株式会社みずほ銀行から、245,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資契約において融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

32,001,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年5月30日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、普通株式については応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の に記載した書類）を応募株主等に対して郵送又は交付することにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,700,644株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,700,644株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ツについては、同号イからソまでに掲げる事項に準ずる事項として、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、770,907,626円（対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の約18.7%に相当する額）（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）かかる金額は、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年2月期の期末配当の予想額である1株あたり11.64円に、同決算短信に記載された平成25年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（34,768,172株）から同決算短信に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数（3,948,900株）を控除して得た数（30,819,272株、以下本注において「配当対象株式数」といいます。）を乗じ、小数点以下を四捨五入して得られる額（358,736,326円）に対して、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（412,171,300円）を加算した金額となります。発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株あたりの配当額では25.01円に相当します（具体的には、770,907,626円を、配当対象株式数で除し、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成24年11月	商号をモノリスホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目11番1号、資本金の額を100万円とする株式会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を取得及び保有し、当該会社の事業活動を支配し、管理すること。
 - (1) コンピューターのソフトウェアの企画、設計、研究、開発、品質管理、検証、仕入、販売、保守、メンテナンスおよび賃貸業
 - (2) コンピューターシステムの開発・保守・管理・運営およびそれらに伴うトラブル処理ならびにこれらのコンサルティング
 - (3) コンピューターシステムの運用に関する受託業務および情報ネットワークシステムの構築
 - (4) 情報処理システムに係わるコンサルティング業務
 - (5) 情報提供サービス業および情報処理サービス業
 - (6) マルチメディア関連情報サービスの提供
 - (7) 情報処理に係わる書籍の製作および販売
 - (8) 電子機器（ハードウェア）の開発・設計および販売
 - (9) コンピューターおよびその周辺機器の製作、仕入ならびに販売
 - (10) コンピューター、オフィスオートメーション機器および通信機器の販売および賃貸業
 - (11) 前各号以外の情報サービス業
 - (12) 労働者派遣事業
 - (13) 新規サービスの研究
 - (14) 前各号に附帯関連する一切の業務
2. 前号に附帯関連する一切の業務。

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株式を取得及び所有すること等を主たる事業内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年4月8日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
1,000,000	10株

(注1) 公開買付者は、公開買付期間終了後、内野弘幸氏に対する第三者割当増資を実施し、内野弘幸氏は公開買付者の普通株式（払込価額総額2億4,500万円）を引き受ける予定です。

(注2) 公開買付者は、公開買付期間終了後、オリックス投資事業組合に対する第三者割当増資を実施し、オリックス投資事業組合に対して普通株式（払込価額総額2億3,500万円）及び無議決権株式（払込価額総額115億2,000万円）を発行する予定です。

【大株主】

平成24年11月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
内野 弘幸	東京都立川市幸町五丁目77番地の12	10	100.00
計	-	10	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年4月8日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	内野 弘幸	昭和31年12月6日	昭和54年4月 株式会社多摩ユーザック(現・株式会社内田洋行ITソリューションズ)入社 平成4年7月 翼システム株式会社入社 平成13年4月 同社情報企画事業部部長 平成16年3月 対象者代表取締役社長就任(現任) 平成18年6月 デジタル・ワークス株式会社取締役就任(現任) 平成20年2月 株式会社フォー・クルー取締役就任 平成21年5月 文雅科信息技术(上海)有限公司董事就任 平成21年11月 ウイングアークテクノロジーズ株式会社(現・ウイングアーク株式会社)代表取締役社長就任(現任) 平成23年3月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社(現・バリオセキュア株式会社)代表取締役会長就任(現任) 平成23年9月 SFインベストメント株式会社代表取締役就任(現任) 平成24年11月 公開買付者代表取締役就任(現任)	10
計					10

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59条)に基づいて作成されております。なお、公開買付者は、法第24条第1項に定める有価証券報告書を提出しなければならない会社には該当しないため、公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

また、本書提出日現在、公開買付者の設立後最初の事業年度(自平成24年11月15日 至 平成25年2月28日)は終了しておりますが、第2期の事業年度は終了しておりませんので、以下では設立後最初の事業年度のみ財務諸表を記載しております。

【貸借対照表】

(単位：円)

当事業年度 (平成25年2月28日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,000,046
未収入金	12
流動資産合計	1,000,058
資産合計	1,000,058
負債の部	
流動負債	
未払費用	221,177
未払法人税等	17,500
流動負債合計	238,677
負債合計	238,677
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	238,619
繰越利益剰余金	238,619
利益剰余金合計	238,619
株主資本合計	761,381
純資産合計	761,381
負債純資産合計	1,000,058

【損益計算書】

(単位：円)

		当事業年度 (自 平成24年11月15日 至 平成25年2月28日)
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		-
営業利益		-
営業外収益		
受取利息		58
営業外収益合計		58
営業外費用		
創立費		221,177
営業外費用合計		221,177
経常損失		221,119
税引前当期純損失		221,119
法人税・住民税及び事業税		17,500
当期純損失		238,619

【株主資本等変動計算書】

(単位：円)

	当事業年度 (自 平成24年11月15日 至 平成25年2月28日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	-
当期変動額	
新株の発行	1,000,000
当期変動額合計	1,000,000
当期末残高	1,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	-
当期変動額	
当期純利益	238,619
当期変動額合計	238,619
当期末残高	238,619
利益剰余金合計	
当期首残高	-
当期変動額	
当期純利益	238,619
当期変動額合計	238,619
当期末残高	238,619
株主資本合計	
当期首残高	-
当期変動額	
新株の発行	1,000,000
当期純利益	238,619
当期変動額合計	761,381
当期末残高	761,381
純資産合計	
当期首残高	-
当期変動額	
新株の発行	1,000,000
当期純利益	238,619
当期変動額合計	761,381
当期末残高	761,381

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成24年11月15日 至 平成25年 2月28日)
1. 消費税等の会計処理	税込方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成25年 2月28日)
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成24年11月15日 至 平成25年 2月28日)
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成24年11月15日 至 平成25年 2月28日)			
	当期首株式数	当期増加株式数	当期末株式数
発行済普通株式		10株	10株

摘要：上記は設立による新株発行である。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成25年4月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,232(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	404		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3,636		
所有株券等の合計数	3,636		
(所有潜在株券等の合計数)	(404)		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

平成25年4月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)			

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成25年4月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	404		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	3,636		
所有株券等の合計数	3,636		
(所有潜在株券等の合計数)	(404)		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(4,042株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数40個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

平成25年4月8日現在

氏名又は名称	内野 弘幸
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
職業又は事業の内容	公開買付者の代表取締役社長 対象者の代表取締役社長
連絡先	連絡者 平川 俊輔 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社 電話番号 (03) 6212 - 7237
公開買付者との関係	公開買付者の代表取締役 公開買付者に対し、特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して対象者株券などを取得することを合意している者

【所有株券等の数】

内野 弘幸

平成25年4月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,232 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	404		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3,636		
所有株券等の合計数	3,636		
(所有潜在株券等の合計数)	(404)		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(4,042株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数40個を含めております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
内野 弘幸	普通株式	3,909		3,909

(注) 上記は、対象者の役員持株会を通じての買付けにより取得したものです。平成25年2月28日に2,575株、平成25年3月28日に1,333株を取得しております。なお、小数点以下は切り捨てております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の株主であるA P株主らより、A P株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部(所有株式数合計: 11,253,643株、所有割合: 35.40%)を、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

対象者の代表取締役であり、かつ公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏より、同氏が所有する対象者の普通株式の全部(所有株式数: 319,272株、所有割合: 1.00%)について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会決議

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日付で、公開買付者から本取引に関する最初の提案を受けたとのことです。他方で、対象者株式を長期間にわたって継続保有してきた対象者の大株主かつファンドであるAP株主らが、そのエグジット方法として保有する対象者株式の売却を検討していたこともあり、また、対象者としても、最適な株主構成を構築することは対象者の重要な経営課題であるという認識を有していたため、公開買付者からの本取引に関する提案を詳細に検討することにしたとのことです。具体的には、平成24年11月27日付で、リーガル・アドバイザーである西村あさひを、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関（但し、必要に応じて公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）として第三者委員会を設置し、公開買付者からの本取引に関する提案の検討を開始したとのことです。また、対象者の取締役会は、平成25年3月14日付で、再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本取引の提案を検討するための諮問を行いました（第三者委員会は公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。）。西村あさひからは、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受け、第三者算定機関である日比谷監査法人からは、最終的に対象者算定書を取得したとのことです。これらの内容を踏まえつつ、第三者委員会から平成25年4月5日付で受けた答申の内容を最大限に尊重しながら、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの適正性は保たれているのかという観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く経営環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、中長期的な競争力を強化するための人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行の更なる加速、及び、抜本的かつ機動的な事業の再構築を、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び第1回B種新株予約権の買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して、上場されている株式の客観的価値を求める場合の指標の1つとして一般に用いられる直近6か月の終値、直近3か月の終値及び直近1か月の終値の各平均株価並びに本公開買付けの公表日の前営業日の終値に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成25年4月5日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、内野弘幸氏及び赤池敦史氏を除く対象者の取締役3名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権のうち第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

一方、本件対象者プレスリリースによれば、本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権以外の新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、上記取締役会には神山晃男氏を除く全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である内野弘幸氏は、特別利害関係人として、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主にサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のパートナーを兼任している赤池敦史氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。同様に、対象者の監査役のうち、平成25年3月5日までアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属していた神山晃男氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議に参加していないとのことです。

(2) 公開買付者とその役員との間の合意の内容

公開買付者は、内野弘幸氏との間で、内野弘幸氏が所有する対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）について、本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。当該応募契約において、内野弘幸氏が、本公開買付けに対して応募する普通株式につき、平成25年5月20日に開催することが予定されている対象者の定時株主総会における議決権その他の株主権の行使について、公開買付者の指示に従うことを合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

(3) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、昭和47年4月に現在とは異なる事業を目的として株式会社ヤマギワ工作所として設立され、平成16年3月に株式会社アドバンテッジパートナーズ（現・アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合）がサービスを提供するファンドの支援の下、翼システム株式会社情報企画事業部の営業を譲り受けたことで、現在の主事業であるソフトウェアの製造・販売を開始いたしました。また、同時に商号をウイングアークテクノロジー株式会社に変更しております。平成21年11月には、グループ全体の中長期成長を目指した事業体制の構築と製販一体の連携強化を目的として、会社分割によりウイングアークテクノロジー株式会社（現・ウイングアーク株式会社）を完全子会社として新たに設立し、同社に対象者のソフトウェア事業を承継するとともに、対象者の商号を1stホールディングス株式会社に変更しております。なお、これ以降、対象者は純粋持株会社となっております。その後、対象者は平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を上場いたしました。

対象者は、平成16年3月の翼システム株式会社情報企画事業部の営業の譲受けによるソフトウェア市場への参入以後、帳票開発・運用ツールである「Super Visual Formade」シリーズの製品ラインナップの拡充による基盤ソリューション化、企業に蓄積された情報を高速集計する独自データベースエンジン「Dr. Sum EA」の機能向上・強化とその可視化ツール「Dr. Sum EA Visualizer」、「Dr. Sum EA Datalizer」のリリース、更には企業内に分散した多様なデータソースからリアルタイムで情報を統合し可視化する情報活用ダッシュボード「MotionBoard」のリリースなど、帳票及びBI分野における画期的なソフトウェアを相次いでマーケットに投入しております。この結果、対象者は、平成24年2月期において、売上高119億90百万円、営業利益42億1百万円、当期純利益23億18百万円（いずれも連結ベース）を達成することにより売上高及び営業利益ベースで過去最高を記録し、国内ソフトウェア市場において帳票及びBI分野のアプリケーションソフトウェアベンダーとして、確固たる地位を築くに至りました。

一方、昨今のわが国の経済は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、企業の設備投資や雇用情勢、所得環境等は依然として厳しい状況が続いており、更に、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて、企業による投資、個人消費ともに低迷しております。また、先行きに関しましては、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気のさらなる下振れや低成長の長期化、金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。対象者の属するソフトウェア産業においては、近年急激にマーケットプレーヤーのグローバル化やクラウドに代表されるサービス化等の構造転換が起きようとしており、業種・業態を越えた競争が激化する状況にあります。

対象者の主要ビジネスである帳票及びBIソフトウェアビジネスは、エンドユーザである企業へのライセンス及び保守の販売による収益獲得をビジネスモデルとしてきました。このような業務用アプリケーションソフトウェアのビジネスモデルにおいて、エンドユーザである企業がこれらのソフトウェアを利用するためには、ソフトウェア及びそれを運用するハードウェアへの多額の初期投資、及びその保守コストを負担する必要がありました。これら多額の初期投資の負担が、企業におけるソフトウェアを利用した情報活用を阻害する要因でもありました。

しかし、近年のクラウド技術の進展の結果、対象者のようなアプリケーションソフトウェアベンダーがアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供することにより、エンドユーザである企業は、初期の投資負担を抑えてソフトウェアを利用し、企業内外に蓄積された情報を活用することが可能になりました。

従来、業務用アプリケーションソフトウェアベンダーが、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして提供するためには、多数のユーザの使用に耐えうるハードウェアを含むクラウドプラットフォームを自社で開発・導入する必要があり、初期投資及び保守コストの負担が重く、市場参入への障壁となってきましたが、Amazon WebサービスやForce.comなど世界をシームレスに繋ぐ廉価かつ高品質のPaaSサービスの加速度的普及の結果、アプリケーションソフトウェアベンダーは、PaaSベンダーがグローバルに提供するクラウドプラットフォームを利用することにより、上記のとおり、自社のアプリケーションソフトウェアをクラウドサービスとして比較的簡単に提供することが可能となりました。

このようなソフトウェア産業における構造転換は、世界の強豪アプリケーションソフトウェアベンダーが日本市場に参入するチャンスであり、今後はグローバルレベルでの競争が激化することが確実な状況にあります。

上記のような経営環境に対する厳しい認識の下、対象者では、更なる成長の実現を目的として、平成23年3月には国内セキュリティサービスの有力ベンダーであったパリオセキュア・ネットワークス株式会社（現：パリオセキュア株式会社）の子会社化を、平成23年11月には中国のオフショア開発会社である大連唯知計算機系統有限公司（現：孚世科信息技术（大連）有限公司）の子会社化をそれぞれ実施し、また、平成24年5月には米国salesforce.com, Inc.（本社：米国カリフォルニア州サンフランシスコ）との資本・業務提携を、平成24年11月には株式会社Skeddとの資本・業務提携を、それぞれ実施しております。

このように、来るべきクラウド時代の本格化への対応を行ってきた対象者ではありますが、クラウドサービスについては、米国salesforce.com, Inc.が提供するクラウドプラットフォームForce.com上で利用することができる、情報の可視化や共有により迅速な意思決定をうながすBIダッシュボード「MotionBoard for Salesforce」を平成24年12月より提供を始めたばかりであり、漸くスタートラインに立った状況にあります。また、クラウド化によるコストダウンにより、今後BIの分野では、企業内に蓄積された取引データやM2M関連データ、企業外のソーシャル・ネットワーキング・サービス関連データなどのビッグデータなど、これまで主としてコスト面の要因により利用されてこなかった情報を収集・整理し、複合的に分析するツールやサービスが求められることとなります。対象者は、これに対応する技術開発を進めてきましたが、現在のところ製品化には至っておりません。

営業支援、顧客管理等のアプリケーションソフトウェアのクラウドサービスの提供者及びクラウドプラットフォームForce.comの提供者として、全世界で10万社以上の導入実績を持つ企業であるsalesforce.com, Inc.との資本・業務提携は、対象者にとって、世界規模でソフトウェアのサービス化が新たなステージに入ったことを認識する契機となりました。また、平成24年10月頃より対象者が発表したビッグデータを含むBI分野での国内外の企業との業務提携に至るまでの協議の過程は、上記の現状認識を確信に変えることとなりました。

目前に迫ったクラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品の開発やクラウドサービスでの製品提供の加速及びそれを可能とする事業構造の再構築が、対象者として至急解決しなければならない大きな経営課題となっております。

公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に、平成24年2月に株式会社東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を新規上場した際に想定されていた以上に急激かつ大幅に変化しようとしている上記のような経営環境の下、対象者の競争優位を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、（ ）中長期的な競争力・機動力強化を目的としたグループ内子会社の再編、人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、（ ）第三者との資本・業務提携による製品開発力の強化、（ ）アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに（ ）クラウド・ビッグデータ時代に対応した新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行を更に加速させることが必要であると考えており、抜本的かつ機動的な事業の再構築が急務、かつ必要不可欠であると考えております（これらの各施策については、上記「3 買付け等の目的（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 本公開買付け実施後の経営方針等」もご参照ください。）、

もっとも、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できません。

また、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、所有と経営の一致により、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役である内野弘幸氏は、対象者を非公開化することこそが、内野弘幸氏以外の対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、対象者を非公開化することで、結果的に、上場を維持するために必要な様々なコスト（財務報告に係る内部統制の整備及び運用、IFRS準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）も削減されます。そこで、内野弘幸氏は、平成24年

10月頃より対象者の非公開化の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年11月15日に、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立し、公開買付者は、対象者に対して平成24年11月27日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。

その後、公開買付者は、本取引を実行するための資金調達その他の検討課題をさらに検討し、当初の提案書記載の内容から資金調達の方法を一部変更したため、平成25年3月14日に、再度対象者に対して「マネジメント・バイアウト（MBO）に関するご提案書」を提出いたしました。なお、この間、公開買付者は、本取引の実行を検討するに際して、MBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しております。

上記平成24年11月27日付提案書の提出以降、内野弘幸氏及び公開買付者と対象者及び対象者において設置された第三者委員会との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成25年4月5日に、本公開買付けを行うことを決定しました。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであること等を踏まえ、MBOに構造的に存在する利益相反を回避し、かつ、可能な限り透明性の高いプロセスを通じて株主の皆様及び新株予約権者の皆様の利益を保護することを目的として、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、公開買付者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- () 市場株価平均法では、対象者の株式価値の算定基準日を平成25年4月4日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における終値単純平均値を基に、株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を571円から617円までと算定しております。

株価採用期間		一株当たり株式価値
算定基準日終値	平成25年4月4日	612円
直近1ヶ月平均	平成25年3月5日～平成25年4月4日	617円
直近3ヶ月平均	平成25年1月7日～平成25年4月4日	602円
直近6ヶ月平均	平成24年10月5日～平成25年4月4日	571円
算定結果		571～617円

- () 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を800円から901円までと算定しております。

- () DCF法では、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が818円から933円と算定されております。なお、公開買付者は、対象者の有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・中期経営計画（平成24年4月16日公表）にて公表された財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び事業計画、一般に公開された情報、買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者の一部の役職員に対する対象者の直近の業績動向に関するインタビュー、対象者の事業を取り巻くマクロ環境の分析・調査資料の検討及び対象者の非公開化による影響の分析等の諸要素を踏まえ、対象者の収益予想（平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分）を試算しました。以上の方法で試算した収益予想に基づき、GCAサヴィアンは、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで、対象者の株式価値を算出しました。かかるDCF法に基づく企業価値や株式価値の分析の基礎となる対象者の収益予想において、直近の業績からの大幅な増減益は見込まれておりません。なお、公開買付者は対象者に対し、かかる収益予想における検討結果は開示しておりません。

公開買付者は、GCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、MBOの実現可能性の精査のために行った買収監査（デュー・ディリジェンス）、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例のうち、いわゆるMBOに該当する事例において買付価格に付されたプレミアムの実例、対象株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月5日に本公開買付価格を1株当たり880円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり880円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月4日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値612円に対して、約43.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月5日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値617円（小数点以下四捨五入）に対して約42.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値602円（小数点以下四捨五入）に対して約46.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月5日から平成25年4月4日まで）の普通取引終値の単純平均値571円（小数点以下四捨五入）に対して約54.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年4月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値610円に対して約44.3%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となっております。

また、参考として、本公開買付価格である1株当たり880円は、対象者が平成22年12月に株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に普通株式を上場して以降（平成24年2月に対象者の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場）の、上場来最高値712円（平成23年1月31日、最高値ベース）に対して約23.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、GCAサヴィアンは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 新株予約権

本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権については、既に行使期間が開始しており、かつ本公開買付価格が権利行使価格を上回っていること、また、当該新株予約権は、発行要項等において、新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対する新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認していることから、当該新株予約権の公開買付価格を、本公開買付価格880円と当該新株予約権の権利行使価格76円の差額である804円と決定しています。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、対象者又は対象者の子会社の役員及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものです。かかる新株予約権のうち、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権及び第2回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が権利行使時において対象者又は対象者の関係会社（第1回D種新株予約権及び第1回E種新株予約権については対象者の子会社）の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされており、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、その内容として、新株予約権者が対象者又は対象者の関係会社の取締役、執行役員、監査役若しくは従業員の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、また、各新株予約権の発行要項において、新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、その公開買付価格を1個当たり1円と決定しています。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月5日付で対象者算定書を取得したとのことです。

日比谷監査法人は、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（本公開買付けについて特別の利害関係を有する内野弘幸氏及び本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがある赤池敦史氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の普通株式の価値につい

て多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、DCF法及び類似企業比較法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。日比谷監査法人が上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

算定手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	583円から617円
DCF法	850円から932円
類似企業比較法	850円から936円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年4月4日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値617円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値601円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値583円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を583円から617円までと分析しているとのことです。

DCF法では、日比谷監査法人は、対象者の事業計画（平成24年4月16日付で公表した平成25年2月期から平成27年2月期までの3期分の中期経営計画）をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年2月期から平成30年2月期までの5期分の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる事業セグメント別フリー・キャッシュ・フローを、事業セグメント別に一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を850円から932円までと分析しております。なお、かかるDCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の収益予想において、大幅な増減益は見込まれておらず、また、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている事業構造の再構築や製品開発力の強化等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた収益予想に加味されていないとのことです。

類似企業比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を850円から936円までと算定しているとのことです。

以上より、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成25年4月4日を評価基準日として、市場株価法では583円から617円、DCF法では850円から932円、類似企業比較法では850円から936円と算定しているとのことです。

なお、日比谷監査法人は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における第三者委員会による検討

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日、取締役会として、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、企業価値の向上と公正な手続を通じた株主利益の配慮のために、本取引の透明性・合理性確保のための枠組みとしての一つとして、本取引の提案についての検討のための対象者取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手続の適正性は保たれているのかといった観点から、本件諮問事項について対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、必要に応じて買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、公開買付者から独立しており、本取引に関し独立性を有する対象者の社外取締役である尾関好良氏（委員長、公認会計士）、対象者の社外監査役である宮岡和夫氏、外部有識者である増田英次氏（弁護士、増田パートナーズ法律事務所所属）の3名を選定したとのことです。なお、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、平成25年3月14日付で、対象者取締役会は再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本件諮問事項について、対象者取締役会に対する答申を行うこと、並びに、当該答申を行うために、公開買付者と協議及び交渉を行うこと、を委嘱する決議を行ったとのことです。本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年11月29日より平成24年12月26日まで合計6回開催され、また、本取引に係る公開買付者からの再提案がなされた後も、平成25年3月18日から平成25年4月5日まで合計5回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、公開買付者に対して、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景及び本公開買付けの諸条件等に関する質疑応答を行うとともに、公開買付者と本公開買付けの諸条件につき協議・交渉を行ったとのことです。また、第三者委員会は、公開買付者の代表取締役であり、特別利害関係人である内野弘幸氏以外の対象者経営陣及び公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主らに対しても本取引の意

義や諸条件等についてヒアリングを行ったとのことです。更に、日比谷監査法人が作成した対象者算定書を参考にするとともに、日比谷監査法人から、当該対象者算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けたとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、このような経緯のもとで、本件諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成25年4月5日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会が開示を受けて検討した各書類に記載された内容及び第三者委員会が行った各種インタビューでの回答結果が全て真実かつ正確であったこと等の一定の前提条件の下、大要以下の内容の答申を行ったとのことです。

- () 本取引は、対象者を取り巻く事業環境を踏まえた対象者の企業価値向上に資する構造改革・成長戦略を実行する手段として有効であり、(上場維持のメリットとデメリットの程度を比較の上勘案すると)上場を廃止してでも本取引を遂行することが、対象者の企業価値の向上に資するものと見込まれるため、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは相当である。
- () 本取引においては、他の同種のMBO事例において一般的と考えられる水準と比較しても概ね同程度以上に充実した形で、手続の公正性を確保するための措置が講じられており、本取引の公正性を疑わせるような事情もなく、対象者算定書の内容からしても本公開買付け価格は妥当であると考えられ、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当である。
- () 上記()()の点により、本公開買付け価格その他の本公開買付けの条件は、少数株主の利益も損なうものではないと考えられる。加えて、本取引において、少数株主に対して本公開買付けへの応募を事実上強制するような強圧的な効果が生じることのないように配慮がなされているということ、本公開買付けに対して少数株主の過半数の応募がない限りその後の非公開化手続にも進まないような仕組みが採用されており、少数株主の意向を尊重することとされていること、非公開化手続において、当該非公開化手続において交付される金額を争う機会も確保されていること等の手続的な手当てが施されていることにより、本取引全体において、少数株主の権利保護の機会が与えられていることが認められる。以上に照らし、本取引は少数株主にとって不利益なものではない。

対象者における独立した法律事務所からの助言

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひをリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成24年11月27日付で、公開買付者から本取引に関する最初の提案を受けたとのことです。他方で、対象者株式を長期間にわたって継続保有してきた対象者の大株主かつファンドであるAP株主らが、そのエグジット方法として保有する対象者株式の売却を検討していたこともあり、また、対象者としても、最適な株主構成を構築することは対象者の重要な経営課題であるという認識を有していたため、公開買付者からの本取引に関する提案を詳細に検討することにしたとのことです。具体的には、平成24年11月27日付で、リーガル・アドバイザーである西村あさひを、第三者算定機関として日比谷監査法人を選定するとともに、本取引の提案を検討するための対象者取締役会の諮問機関(但し、必要に応じて公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。)として第三者委員会を設置し、公開買付者からの本取引に関する提案の検討を開始したとのことです。また、対象者の取締役会は、平成25年3月14日付で、再度公開買付者から本取引に関する提案を受けたことに伴い、同日付で、第三者委員会に対して、改めて本取引の提案を検討するための諮問を行いました(第三者委員会は公開買付者と協議及び交渉する役割も有します。)。西村あさひからは、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受け、第三者算定機関である日比谷監査法人からは、最終的に対象者算定書を取得したとのことです。これらの内容を踏まえつつ、第三者委員会から平成25年4月5日付で受けた答申の内容を最大限に尊重しながら、企業価値向上の観点から見て本取引の目的は正当と言えるか、本公開買付けの買付け価格その他の条件は妥当なものか、本公開買付けの手続の適正性は保たれているのかという観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者の取締役会は、対象者を取り巻く経営環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、中長期的な競争力を強化するための人的・物的資源の再配分、業務プロセスの改善及び見直し等による事業構造の再構築、アジア圏を含むグローバル市場の開拓、並びに新製品・新サービスの展開を通じた成長戦略の遂行の更なる加速、及び、抜本的かつ機動的な事業の再構築を、一般株主の皆様にはリスクの負担が及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付け価格及び第1回B種新株予約権の買付け価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び第1回B種新株予約権の保有者の皆様

対して、上場されている株式の客観的価値を求める場合の指標の1つとして一般に用いられる直近6か月の終値、直近3か月の終値及び直近1か月の終値の各平均株価並びに本公開買付けの公表日の前営業日の終値に対して相当程度高いプレミアムが付与された価格により株式及び新株予約権売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成25年4月5日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した、内野弘幸氏及び赤池敦史氏を除く対象者の取締役3名全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び本新株予約権のうち第1回B種新株予約権の保有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

一方、本件対象者プレスリリースによれば、本新株予約権のうち、第1回B種新株予約権以外の新株予約権については、買付価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては当該新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本件対象者プレスリリースによれば、上記取締役会には神山晃男氏を除く全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した監査役全員が、いずれも取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、本件対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である内野弘幸氏は、特別利害関係人として、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、公開買付者との間で本公開買付けへの応募について合意している対象者の大株主であるAP株主にサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のパートナーを兼任している赤池敦史氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。同様に、対象者の監査役のうち、平成25年3月5日までアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属していた神山晃男氏は、本公開買付けに関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、上記取締役会に係る議案の審議に参加していないとのことです。

公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主及び新株予約権者の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されるようなことがないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

公開買付者における買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、公開買付者は対象者の普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（21,700,644株）以上の応募があることを成立の条件としております。この買付予定数の下限（21,700,644株）は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのことです。）から、平成25年4月5日公表の対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年2月28日現在の対象者の自己株式数（3,948,900株）、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）を控除し、かつ、第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された平成25年2月28日現在の本新株予約権（対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書（平成24年10月12日付提出）及び対象者の第42期有価証券報告書（平成24年5月31日付提出）に記載された本新株予約権（第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。）のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのことです。）のうち、内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権（191個）及び第4回新株予約権（213個）の目的である対象者の株式数（40,400株）を除く本新株予約権の目的である対象者の株式の数（928,300株）を加えた株式数（20,174,657株）の過半数（10,087,329株、これは、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する普通株式数に当たります。）を基礎として、これに、AP株主らが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数合計：11,253,643株、所有割合：35.40%）、内野弘幸氏が

所有する本書提出日現在の対象者の普通株式の全部（所有株式数：319,272株、所有割合：1.00%）及び内野弘幸氏が所有する本書提出日現在の第3回新株予約権及び第4回新株予約権の目的である対象者の株式の数（40,400株）を加えて設定したものです。よって、公開買付者は、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けに応募する旨を合意している株主以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高（千円）			
売上原価（千円）			
販売費及び一般管理費（千円）			
営業外収益（千円）			
営業外費用（千円）			
当期純利益（当期純損失）（千円）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所市場第二部							
	月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月
最高株価（円）		534	555	596	619	648	638	629
最低株価（円）		496	506	538	543	556	591	564

（注）平成25年4月については、4月5日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) 平成23年5月30日に関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年5月31日に関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第43期第3四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日) 平成25年1月11日に関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

1stホールディングス株式会社

(東京都渋谷区円山町28番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

(1) 決算短信

対象者は、平成25年4月5日に平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

会計期間	平成25年2月期累計期間 (第43期)
売上高(千円)	12,868,062
売上原価(千円)	2,846,492
販売費及び一般管理費(千円)	5,844,245
営業外収益(千円)	52,646
営業外費用(千円)	239,557
純利益(千円)	1,922,612

決算年月	平成25年2月期累計期間 (第43期)
1株当たり純損益(円)	62.49
1株当たり配当額(円)	22.97
1株当たり純資産額(円)	203.63

(2) 「営業外費用及び特別損失の計上、通期業績予想値と実績値との差異並びに剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年4月5日付で「営業外費用及び特別損失の計上、通期業績予想値と実績値との差異並びに剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

営業外費用及び特別損失の計上

対象者は、海外事業展開強化のため、中国企業との資本提携を実施しているとのことですが、連結子会社による中国企業への出資金にかかるデリバティブ取引に伴う金利相当分の費用として、個別財務諸表において支払利息128百万円、連結財務諸表において支払利息163百万円を営業外費用として計上するとのことです。また、連結子会社による中国企業への出資金につき、出資先の財政状態や経営成績を評価した結果、実質価額が下落し純資産が減少したことから、連結財務諸表において出資金評価損181百万円を特別損失として計上するとのことです。

通期業績予想値と実績値との差異

平成25年2月期通期連結業績予想値と実績値との差異（平成24年3月1日～平成25年2月28日）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益	1株当たり連結 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	13,320	4,400	4,350	2,350	76.61
今回発表実績（B）	12,868	4,177	3,990	1,922	62.49
増減額（B - A）	452	222	359	428	-
増減率（％）	3.4	5.1	8.3	18.2	-
（ご参考）前期実績 （平成24年2月期）	11,990	4,201	4,267	2,317	71.61

剰余金の配当

対象者は、平成25年4月5日開催の取締役会において、以下のとおり、平成25年2月28日を基準日とする剰余金の配当を平成25年5月20日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議したとのことです。

	決定額	直近の配当予想 （平成24年10月4日公表）	前期実績 （平成24年2月期）
基準日	平成25年2月28日	同左	平成24年2月29日
1株当たり配当金	11円64銭	11円64銭	10円14銭
配当金総額	358百万円	-	311百万円
効力発生日	平成25年5月21日	-	平成24年5月31日
配当原資	利益剰余金	-	利益剰余金

(3) 「配当方針の変更及び配当予想、並びに株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は平成25年4月5日付で、「配当方針の変更及び配当予想、並びに株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年4月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、現在の配当方針を取り下げること、平成25年8月31日現在の株主名簿に記録された株主様に対する平成26年2月期の中間配当を行わないこと、平成26年2月期の期末配当予想額を未定とすること、及び株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。